

# 令和3年度「奨学のための給付金」 申請期限延長のお知らせ

👉 このお知らせは、支給対象となる可能性がある方で、10月29日現在、申請書類を提出されていない皆様へ配付しています。

## 「奨学のための給付金」とは

- 返済不要の給付金です。
- 授業料に充てる高等学校等就学支援金とは別の制度で、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行費、教科書費、学用品費など）の負担を軽減するものです。

**支給を受けるためには申請が必要です。**  
**申請を希望する方は、**  
**11月26日（金）までに**  
**学生課学生係へ申請書を提出してください。**

＊支給決定となった場合、給付金の振込は令和4年1月下旬頃となります。

**支給対象となる方や申請方法など  
については、裏面をご確認ください。**

### 【お問い合わせ先】

新潟県就学支援金等支給事務センター（新潟県教育庁財務課内）  
電話 025-280-5143

受付時間 月曜日～金曜日（祝日除く）午前9時から午後5時まで

## 支給対象となる方

◎ 基準日（令和3年7月1日）において、次のすべてに該当する世帯が対象となります。

保護者が  
新潟県内に  
住んでいる

生徒が  
就学支援金の  
受給資格者

保護者等全員  
の県民税所得  
割額と市町村民  
税所得割額が  
0円（非課税）

【注意1】ただし、次のいずれかに該当する場合は、対象外です。

- ・両親またはどちらか一方が海外在住で、保護者等の令和3年度の県民税・市町村民税所得割が非課税であることを確認できない場合
- ・生徒に児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））が支給されている場合
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える場合
- ・生徒が基準日（令和3年7月1日）時点において休学している場合

【注意2】住民税均等割を納税している方でも県民税・市町村民税所得割が0円の場合は対象となります。

◎ 世帯に複数の高校生がいる場合は、それぞれが申請できます。

## 申請の方法

申請用紙に必要事項を記入・貼付のうえ、提出用封筒に入れて、学生課学生係へ提出してください。

※申請用紙が無い場合は在学する学校から取り寄せてください。

## 支給額 ※（ ）の額は1年生で前倒し給付を受けた場合の支給額

◎ 生徒一人あたりの支給額（年額）

| 区 分                       |       | 全日制・定時制                | 通信制                  |
|---------------------------|-------|------------------------|----------------------|
| 生活保護（生業扶助）受給世帯            |       | 32,300円<br>(24,300円)   | 32,300円<br>(24,300円) |
| 県民税・市町村民税所得割<br>が非課税である世帯 | 第1子   | 110,100円<br>(83,100円)  | 48,500円<br>(36,500円) |
|                           | 第2子以降 | 141,700円<br>(114,700円) | 48,500円<br>(36,500円) |

※第2子以降の支給額は、高校生以外に保護者（申請者）に扶養されている15歳（中学生を除く）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合に支給されます。

※支給回数は、生徒一人につき年1回、通算3回（定時制・通信制の高等学校は通算4回）を上限とします。